

## ○光市低入札価格調査制度に関する取扱要綱

平成25年3月5日

告示第9号

### (趣旨)

第1条 この告示は、光市が発注する工事の請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13において準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 この告示の低入札価格調査（予定価格の制限の範囲内で契約の相手方となるべき者が当該契約の内容に適合した履行が行われないおそれがあるかどうかを判断するために実施する調査をいう。）の対象となる工事は、競争入札に付する工事で、設計金額が1,000万円以上のものとする。

### (調査基準価格の設定)

第3条 低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）の設定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

#### (1) 土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）

予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額（それぞれの額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を合計し、10万円未満を切り上げた額。ただし、当該額が予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

(2) 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事）

予定価格算出の基礎となった直接工事費（直接工事費から現場管理費相当額を減じた額をいう。以下この号及び次号において同じ。）の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費（現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額をいう。）の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額（それぞれの額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を合計し、10万円未満を切り上げた額。ただし、当該額が予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

(3) 工事の特殊性等から第1号及び第2号の規定により難いもの

予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で光市事務決裁規程（平成16年光市訓令第5号）第2条第1号に規定する決裁者（以下「決裁者」という。）が定める割合を乗じて得た額

2 前項第2号の場合において、現場管理費相当額は、次に掲げる額とする。

(1) 次号を除く営繕系工事

直接工事費に10分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）

(2) 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費に10分の2を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）

（入札参加者への周知）

第4条 入札執行者は、現場説明及び入札執行の際に次に掲げる事項を周知す

る。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法に関すること。
- (3) 調査結果によっては、最低入札者であっても落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事情聴取等に応じること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項  
(落札の保留)

第5条 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札参加者に対して落札を保留することを宣言し、入札を終了する。

(調査の実施)

第6条 調査基準価格を下回る価格で申込みをした者があった入札に係る工事を主管する課等の長（次条において「工事担当課長」という。）は、当該申込みをした者に対し、入札価格の内訳等について事情聴取等の調査を行う。

(調査後の措置)

第7条 工事担当課長は、前条の調査を行ったときは、調査対象者に対する調査結果を文書で調製し、総務部長に報告する。

(指名審議会への報告)

第8条 総務部長は、光市建設工事等指名審議会（以下「指名審議会」という。）に前条の調査結果を報告し、意見を求める。

(契約の相手方の決定)

第9条 決裁者は、指名審議会の意見を聴いた後、落札者を決定する。

(入札参加者への通知)

第10条 入札執行者は、前条の規定により落札者が決定されたときは、当該落札者が落札した工事に係る入札に参加した者全員にその旨を書面で通知する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(光市低入札価格調査制度対象工事等に関する取扱要綱の廃止)

2 光市低入札価格調査制度調査対象工事等に関する取扱要綱（平成16年光市告示第17号）は、廃止する。

附 則（平成25年告示第68号）

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第33号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第15号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第23号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第66号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第42号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第50号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。